

所管部課	教育部 教育総務課		部長	小俣 学	
件 名	押印を求める手続の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則				
	について	区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	教育総務課 教育指導課 生涯学習課			
<p>1. 要 旨</p> <p>押印を求める手続の見直しに伴い、関係教育委員会規則を一括して一部改正するものである。</p> <p>(1) 改正する規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東大和市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則 ・東大和市文化財保護条例施行規則 ・東大和市立学校の通学区域等に関する規則 ・東大和市立小中学校施設使用条例施行規則 ・東大和市体育施設等に関する条例施行規則 ・東大和市立郷土博物館条例施行規則 <p>(2) 主な改正点</p> <p>各規則の様式に規定する「㊤」、決裁欄を削る等の改正を行う。</p> <p>(3) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>押印見直し後の手続と例規の整合がより図られるとともに、事務の効率化及び行政サービスのデジタル化を推進しやすい環境の整備を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 文書課審査済み</p> <p>(2) 令和5年12月22日開催の令和5年第12回東大和市教育委員会定例会において承認済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。